

2022年9月15日

〒108-0074

東京都港区高輪3-24-16 品川偕成ビル8階

株式会社ゼクシス

代表取締役 長岡 時行 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島

理事長 木村 豊

担当(理事) 根石 英行

(連絡先)

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

<http://www.shohinet-h.or.jp/>

TEL (082) 962-6181

FAX (082) 962-6182



## 通 知 書

拝復 時下ますますご清栄のことと存じます。

さて、当法人の2022年8月8日付け請求書に対し、貴社より令和4年8月16日付けで回答書をいただきました。

それによると、「会員本人や代理人等が来場することが困難な場合がある」との当法人からの指摘を踏まえて、貴社の会則第13条「退会」の規定（以下「本規定」という。）につき、「また、やむを得ない理由により代理の方等による退会申し出も困難であると本クラブが認める場合には、本クラブが別途ご案内する郵送手続により退会の届出ができるものとします。」と付加し（以下当該部分を「付加条項」という。）、限定された場合であるものの本クラブへの来場を要しない退会手続を加える改定を行うとのことでした。

本規定につき、なお、原則的にクラブへの関係者の来場を要するとしていることに関しては、消費者の権利保護の観点から問題なしとはいえませんが、クラブへの来場を要しない扱いが明示されたことは、一歩前進と評価できるものです。

つきましては、当法人としては、貴社の姿勢を前向きに捉え、本書面をもちまして、当法人の貴社に対する申入・請求等は終了させていただきます。今後、貴社の本規定の改定の実施と運用の状況において、付加条項の運用が限定され、会員の負担軽減の実現が実質的には認められない場合には、あらためて申入等を行わせていただく場合がありますので、ご承知置き下さい。

今後とも、貴社におかれましては、消費者の利益・権利の擁護により一層ご留意された事業活動に努めていただきますようお願い致します。

以上